第三十九条の五第二項中「一般船舶所有者等」を「第一種特定船舶所有者等」に、「てん補し」を「塡補し」に改め、「及び費用の支払」を削り、同条第三項中「一般船舶所有者等の第一項第一号に掲げる損害（同項各号に掲げる損害以外の一般船舶所有者等に生ずる損害を含むことができる。）をてん補する」を「第一種特定船舶所有者等の損害を塡補する」に、「額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任制限法」を「一般船舶油濁損害の額が、当該契約に係る第一種特定船舶又は第二種特定船舶ごとに、責任制限法」に、「一般船舶所有者等が」を「第一種特定船舶所有者等が」に、「以下この条」を「次条第三項」に改め、「であつてはならず、かつ、当該契約において一般船舶所有者等の第一項第二号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は当該一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任限度額に相当する額に満たないもの」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　保障契約（第一種特定船舶に係るものに限る。）は、燃料油条約第七条第六項の規定に適合する限り、その効力を失わせ、又はその内容を変更することができるものでなければならない。

第三十九条の五を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保険者等に対する損害賠償額の請求等）

第四十三条　第三十九条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定による第一種特定船舶の船舶所有者等の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができる。ただし、第一種特定船舶の船舶所有者等の悪意によつてその損害が生じたときは、この限りでない。

2　前項本文の場合において、保険者等は、第一種特定船舶の船舶所有者等が被害者に対して主張することができる抗弁のみをもつて被害者に対抗することができる。

3　第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等は、当該損害賠償額の支払に係る債権について、この法律で定めるところにより、責任限度額まで、責任を制限することができる。

4　第八条から第十条まで及び第十六条の規定は、第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等について準用する。この場合において、第八条中「タンカーごと」とあるのは「第一種特定船舶（第四十一条第一項第一号に規定する第一種特定船舶をいう。）ごと」と、「タンカーに係るタンカー所有者」とあるのは「第一種特定船舶に係る船舶所有者等（第三十九条第一項に規定する船舶所有者等をいう。以下同じ。）」と、第十条中「タンカー油濁損害」とあるのは「一般船舶油濁損害」と、第十六条中「第三条第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項」と、「タンカー所有者」とあるのは「船舶所有者等」と読み替えるものとする。

5　第三十一条及び第三十二条の規定は、第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における一般船舶油濁損害に係る責任制限手続について準用する。この場合において、第三十一条中「第二条第十四号ロ」とあるのは、「第二条第十六号ハ」と読み替えるものとする。

6　第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における一般船舶油濁損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条及び第五十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十三条第六項において準用するこの法律
第十四条第一項、第十五条、第三十三条及び第四十条第一項	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法第四十三条第六項において準用するこの法律
第十七条第一項	船舶所有者等若しくは救助者又は被用者等	保険者等
第二十八条第一項第四号	船舶、救助船舶又は救助者	タンカー又は一般船舶
第四十八条第一項	責任制限手続が	船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害（以下「船舶油濁等損害」という。）に係る責任制限手続が
	責任制限手続開始の時又は責任制限手続拡張の時	船舶油濁等損害に係る責任制限手続開始の時又は船舶油濁等損害に係る責任制限手続拡張の時
第四十八条第二項	船舶油濁等損害賠償保障法	この法律
	同法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害	船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十六号に規定する一般船舶等油濁損害

第三十九条の四第一項中「日本国籍を有する一般船舶（総トン数が百トン以上のものに限る。以下この章において同じ。）は、これ」を「次の各号に掲げる船舶は、当該船舶」に、「一般船舶油濁損害賠償等保障契約」を「一般船舶等油濁損害賠償保障契約」に、「国際航海（本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航海をいう。以下同じ。）」を「当該各号に定める航海」に改め、同項に次の各号を加える。

一　タンカー又は一般船舶（いずれも総トン数が千トンを超えるものに限り、その航行に際し燃料油等を用いることを要しないものを除く。以下この章において「第一種特定船舶」という。）で日本国籍を有するもの　全ての航海

二　一般船舶（総トン数が百トン以上千トン以下のものに限り、その航行に際し燃料油等を用いることを要しないものを除く。以下この章において「第二種特定船舶」という。）で日本国籍を有するもの　国際航海（本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航海をいう。以下同じ。）

第三十九条の四第二項中「前項に規定する一般船舶以外の一般船舶は、これ」を「前項第一号に掲げる船舶以外の第一種特定船舶及び同項第二号に掲げる船舶以外の第二種特定船舶は、これら」に改め、「（東京湾、伊勢湾（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。）及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域（以下この項及び第四十一条の二第一項において「特定海域」という。）を含む。第三十九条の七第二項において同じ。）」、「（特定海域への入域を含む。同項において同じ。）」及び「（特定海域からの出域を含む。同項において同じ。）」を削り、同条を第四十一条とする。

第七章　一般船舶等油濁損害賠償保障契約等

第三十九条の三の見出しを「（一般船舶の船舶所有者等の責任の制限）」に改め、同条中「一般船舶油濁損害」を「一般船舶等油濁損害」に、「責めに任ずる一般船舶所有者等」を「責任を負うタンカー又は一般船舶の船舶所有者等」に、「一般船舶所有者等の」を「船舶所有者等の」に改め、第六章中同条を第四十条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条及び第十五条の規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　国土交通大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の船舶油濁等損害賠償保障法（以下「新法」という。）の次の各号に掲げる規定の例により、当該各号に定める書面を交付することができる。

一　新法第四十四条において準用する新法第十七条　一般船舶等油濁損害賠償保障契約が締結されていることを証する書面

二　新法第五十二条において準用する新法第十七条　難破物除去損害賠償保障契約が締結されていることを証する書面